

第1回教科書選定協議会会議録

日時 令和6年5月30日(木) 午後4時から

場所 狛江市役所4階特別会議室

出席者	狛江市立狛江第一中学校校長	吉田 知弘 (会長)
	狛江市立狛江第二中学校校長	植村 多岐 (副会長)
	狛江市立狛江第三中学校校長	岩瀬 敏郎
	狛江市立狛江第一中学校副校長	宮島 誠
	狛江市立狛江第二中学校副校長	小松 香織
	狛江市立狛江第三中学校副校長	設楽 知
	狛江市立狛江第一中学校主幹教諭	中野 陽子
	狛江市立狛江第一中学校主幹教諭	野崎 浩
	狛江市立狛江第一中学校指導教諭	伊藤 絵里子
	狛江市立狛江第四中学校主幹教諭	本田 裕毅
	市民代表 (PTA 会長)	大久保 慶吾

欠席者 市民代表 (PTA 会長) 篠宮 悠子

事務局	狛江市教育委員会教育長	柏原 聖子
	狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松岡 弘悟
	教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司
	教育部指導室指導教職員係主査	海老原 悠輔

【事務局】

ただいまより、第1回教科書選定協議会を開催します。本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。私は、司会を務めさせていただきます指導室指導教職員係の海老原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず始めに配布資料の確認をさせていただきます。次第、概要図、様式第1号、教科書採択の規則、文部科学省の通知、見本本一覧、教科書採択の要綱、様式第2号、様式第3号、以上になります。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。次第の1、委嘱状の交付についてです。

柏原教育長、前をお願いします。

それでは、PTA代表として委員を受諾いただいた方について委嘱状を交付させていただきます。狛江第三中学校PTA会長、大久保様、教育長の前までお進みください。

<委嘱状交付>

柏原教育長ありがとうございました。席にお戻り下さい。狛江第一中学校 PTA 会長の篠宮悠子様は都合により本日は欠席となっております。

なお、先生方につきましては、任命通知を校長先生の机の上に置かせていただきました。御確認をお願いします。

任期については、本日から令和6年8月31日までとなります。よろしく願いいたします。

続いて次第の2に進ませていただきます。教科書選定協議会の会長の互選をお願いいたします。

【植村委員】

はい。狛江第一中学校の吉田校長先生がよろしいかと思えます。

【事務局】

同意いただける方は、拍手をお願いします。

<拍手をもって異議なく、決定>

続いて、副会長の互選をお願いします。

【吉田委員】

はい。狛江第二中学校の植村校長先生がよろしいかと思えます。

【事務局】

同意いただける方は、拍手をお願いします。

<拍手をもって異議なく、決定>

それでは、会長は吉田校長先生、副会長は植村校長先生で決まりました。よろしく願いいたします。

続いて、次第の3に進ませていただきます。

教育委員会から教科書選定協議会への諮問を行います。柏原教育長、吉田会長前をお願いいたします。

【教育長】

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年度使用中学校教科書の採択について、貴協議会に諮問します。よろしくお願ひします。

【事務局】

吉田会長席にお戻り下さい。

諮問理由等について柏原教育長よりお伝えさせていただきます。

【教育長】

皆様、改めまして、本日は、御多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま、選定協議会会長に諮問させていただいたところです。皆様にお願ひしたいことは、全ての教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫等について調査研究を行い調査結果を答申いただくこととなります。

学校では、若手教員が増えていることから、経験のあるなしに関わらず、生徒の学習の質を保証できる内容かどうか大切な視点となっています。そして何よりも、狛江市の子どもたちの実態に合ったもの、その可能性を伸ばすものであるかどうかという視点を第一に、調査を進めていただきたいと思います。

皆様も御承知のように、教科書を採択する権限と責任は教育委員会にあります。適正な採択を行うためには、対象となる教科書の丁寧な調査研究が必要です。この協議会にはそのための参考資料を作成していただく大切な役割がありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

柏原教育長ありがとうございました。

それでは、ここから狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則第8条第2項の規定に基づき、議事進行を吉田会長にお願ひいたします。

【会長】

はい。かしこまりました。

改めまして、会長を務めさせていただきます吉田でございます。先ほどの教育長のお話のとおり、狛江市の子どもたちの実態に即した選定資料を作成していければと思って

おります。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って教科書採択の概要及びスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

はい。それでは教科書採択の概要及びスケジュールについて説明いたします。

お手元の資料1「狛江市立中学校教科書採択概要図」を活用して説明させていただきます。

概要図の一番上に教育委員会があります。教育長のあいさつにもあったとおり、教科書の採択につきましては、教育委員会の責任と権限によって行われるものになりますが、採択をするにあたっては、各教科書の選定資料作成について教科書選定協議会に諮問し、意見を聴くこととなっております。それが、教育委員会から選定協議会に向かう矢印の部分で、先ほど行っていただいたものになります。選定協議会つまり本会は最終的には、様式第1号を作成し、教育委員会に答申することとなります。様式第1号は資料2として配布させていただいています。その様式第1号を作成するにあたり、教科書を専門的に調査研究するため、資料1に戻りますが、中段に記載のある調査研究委員会に調査を依頼します。さらに調査研究委員会は、効率的かつ適正に調査研究するために、一番下に記載のある教科別調査研究委員会を設置し、教科ごとの調査を依頼します。教科別調査研究委員会での調査を6月24日まで行っていただき、その内容を調査研究委員会で整理し、7月1週目を予定している第2回教科書選定協議会に資料としてお出しできればと考えています。

7月1週目を予定している第2回教科書選定協議会には御説明した資料の他に市民アンケート及び各学校での調査結果もお出しする予定です。それが、採択概要図の中段の右側に図で示している部分となります。

7月1週目を予定している本会の2回目は、今申し上げた資料を基にどのように様式第1号（答申）を作成していくかということを議論いただく予定です。

その議論を基に、答申案を作成し、7月の3週目に予定しています3回目の選定協議会において資料として出させていただきます、内容の確認、御意見をいただき、資料を作り上げていき、7月の下旬には教育委員会に答申を行っていただきます。該当部分が選定協議会から教育委員会に向かう矢印の部分となります。

そして教育委員会は、答申の意見を参考に8月17日（土）の定例教育委員会で採択を行うこととなります。なお、本協議会の会長及び副会長につきましては、教育委員会に御出席していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

説明の最後に、お手元の資料3「教科書採択に関する規則」をご覧ください。

本規則の第6条をご覧ください。ここに、委員の欠格事項の記載がございます。既に欠格事項照会を行わせていただき、皆様欠格事項はないと御報告いただいているところ

です。こちらにつきましては、特に規則の欠格事項の一つに「過去3年間において、教科書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者」とございますが、今回の中学校教科書について編集・著作等に関わっていないかどうか、改めて御確認いただき、万が一欠格事項に該当する懸念がある場合はすぐに事務局まで御相談いただきますようお願いいたします。また、お手元の資料4 文科省からの「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」2ページ（2）にも欠格事項について記載があり、3ページ目に記載されている⑤教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者は市の規則に記載されておりませんが、同様の取扱いになりますので改めて御確認ください。

続いて、本規則の第18条と第20条を読ませていただきます。

第18条、守秘義務について、協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の委員は、その調査研究、報告等の過程で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第20条、情報の公開について、市立学校において使用する教科書の公正な調査及び採択を行うため、協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の委員氏名並びに協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の開催日及び議事録は、教科書の採択後に公開するものとする。

これらの条文にありますとおり、本選定協議会をはじめ、調査研究におきましては、公正に行うことが極めて重要ですので、採択までにこの会で話されていることや、どのような人物がどのような日程で調査研究に携わっているのか、また配布いたしました資料につきましても全て本人止まりで、一切非公開となっておりますことを改めて確認させていただきます。また、採択後は会議録、議事録、それから調査研究資料等がすべて開示対象となります。誤字等のないように記録及び資料作成を行っていただきますようお願いいたします。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。御質問がないようなので本会は閉会とさせていただきます、事務局に司会を代わります。

【事務局】

はい。本日はありがとうございました。説明に使用しなかった資料については、参考としてお時間がある時に御確認いただければと思います。

それでは本日の予定している事項は以上となります。ありがとうございました。